

四国地区無電柱化協議会 高知地方部会

規 約

(名 称)

第 1 条

本会は、四国地区無電柱化協議会規約第 9 条に基づいて設置する。

2. 本部会は「四国地区無電柱化協議会高知地方部会」（以下「地方部会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条

地方部会は、県毎の無電柱化推進計画に係る検討および事業実施に伴う調整を行い、無電柱化推進計画を円滑に進めることを目的とする。

(構 成 員)

第 3 条

地方部会の構成員は、別表 1 のとおりとする。

(会 長)

第 4 条

地方部会の会長は、国土交通省土佐国道事務所の所長をもってあてる。

(事 務 局)

第 5 条

地方部会の事務局は、国土交通省土佐国道事務所管理第二課に置く。

(関係者の地方部会出席)

第 6 条

地方部会は、必要があると認められるときは構成員以外の出席を求めることができる。

(連 絡 会)

第 7 条

地方部会の下に、具体の無電柱化箇所の事業実施に伴う調整を行う連絡会を置く。

2. 連絡会の構成員は、別表 2 のとおりとする。

(そ の 他)

第 8 条

この規約に定めるもののほか、地方部会に必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この規約は、平成 4 年 3 月 23 日から適用する。
この規約は、平成 8 年 3 月 6 日から適用する。 (平成 8 年 3 月 6 日一部改正)
この規約は、平成 11 年 12 月 15 日から適用する。 (平成 11 年 12 月 15 日一部改正)
この規約は、平成 16 年 9 月 21 日から適用する。 (平成 16 年 9 月 21 日一部改正)
この規約は、平成 18 年 9 月 20 日から適用する。 (平成 18 年 9 月 20 日名簿修正)
この規約は、平成 19 年 10 月 25 日から適用する。 (平成 19 年 10 月 25 日名簿修正)
この規約は、平成 23 年 5 月 12 日から適用する。 (平成 23 年 5 月 12 日名簿修正)
この規約は、平成 25 年 12 月 20 日から適用する。 (平成 25 年 12 月 20 日名簿修正)
この規約は、平成 27 年 1 月 26 日から適用する。 (平成 27 年 1 月 26 日名簿修正)
この規約は、平成 30 年 7 月 17 日から適用する。 (平成 30 年 7 月 17 日名簿修正)
この規約は、令和 3 年 9 月 24 日から適用する。 (令和 3 年 9 月 24 日名簿修正)

(別表1)

四国地区無電柱化協議会 高知地方部会 構成員名簿

機 関 名	所 属	役 職	備 考
高 知 大 学	理 工 学 部 地球環境防災学科	講 師 坂 本 淳	
国 土 交 通 省	土 佐 国 道 事 務 所	事 務 所 長	
	中 村 河 川 国 道 事 務 所	事 務 所 長	
高 知 県	警 察 本 部 交 通 部	交 通 規 制 課 長	
	土 木 部	道 路 課 長 都 市 計 画 課 長	
高 知 市	都 市 建 設 部	都 市 建 設 部 長	
安 芸 市		副 市 長	
宿 毛 市		副 市 長	
越 知 町		副 町 長	
四 万 十 市		副 市 長	
四 国 電 力 (株)	送 配 電 カンパニー 高 知 支 社	ネ ッ ト ワ ー ク サ ー ビ ス 部 長	
エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)	高 知 支 店	高 知 支 店 長	
高 知 ケーブルテレビ(株)	技 術 部	副 部 長	
(株) S T N e t	高 知 支 店	技 術 部 長	
K D D I (株)	高 松 テクニカルセンター	高 松 テクニカルセンター長	

(別表2)

四国地区無電柱化協議会 高知地方部会 連絡会 構成員名簿

機 関 名	所 属	役 職	備 考
国 土 交 通 省	土佐国道事務所	管理第二課長	事務局
	中村河川国道事務所	道路管理課長	
高 知 県	警察本部交通部	交通規制課課長補佐	
	土 木 部	道路課 地方道担当チーフ 都市計画課 市街地整備担当チーフ	
高 知 市	都 市 建 設 部	道路整備課長	
安 芸 市		建設課長	
宿 毛 市		都市建設課長	
越 知 町		建設課長	
四 万 十 市		まちづくり課長	
四 国 電 力 (株)	送配電カンパニー高知支社 ネットワークサービス部	配電計画課長	
エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)	高 知 支 店	高知支店長代理	
高知ケーブルテレビ(株)	技 術 部	部長代理	
(株) S T N e t	高 知 支 店	技術部長	
K D D I (株)	高松テクニカルセンター	高松テクニカルセンター長	